

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成29年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成29年3月7日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	5
日程第4	議案第15号 和歌山県と那智勝浦町の公平委員会に関する事務の委託について	12
日程第5	議案第16号 東牟婁郡公平委員会規約の廃止について	12
日程第6	議案第17号 那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第7	議案第18号 職員団体の登録に関する条例を廃止する条例	12
日程第8	議案第19号 那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例	15
日程第9	議案第20号 番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	18
日程第10	議案第21号 那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例	19
日程第11	議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	26
日程第12	議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	28
日程第13	議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	31
日程第14	議案第25号 那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例の一部を改正する条例	33
日程第15	議案第26号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例	34
日程第16	議案第27号 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例	38
日程第17	議案第28号 簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例	39
日程第18	議案第29号 株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡に係る譲渡予定価格及び譲渡予定日の変更について	40
日程第19	議案第30号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算(第5号)	41
日程第20	議案第31号 平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)	48
日程第21	議案第32号 平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第3号)	51
日程第22	議案第33号 平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算	

	(第3号) .....	53
日程第23	議案第34号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第4号) .....	54
日程第24	議案第35号 財産の無償譲渡について .....	56
日程第25	議案第36号 町道の路線認定について .....	57
日程第26	議案第37号 町道の路線認定について .....	57
日程第27	議案第38号 町道の路線認定について .....	57
日程第28	議案第39号 町道の路線認定について .....	57
日程第29	議案第40号 町道の路線認定について .....	57
日程第30	議案第41号 町道の路線認定について .....	57
日程第31	議案第42号 町道の路線認定について .....	57
日程第32	議案第43号 町道の路線認定について .....	57
日程第33	議案第44号 太地町の町道認定路線の変更に伴う那智勝浦町区域内通過 路線変更の承認について .....	60
日程第34	議案第45号 教育委員会委員の任命について .....	61
日程第35	発議第1号 那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例 .....	62

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒尾典男	2番 左近誠
3番 下崎弘通	5番 石橋徹央
6番 金嶋弘幸	7番 曾根和仁
8番 引地稔治	9番 亀井二三男
10番 津本・光	11番 森本隆夫
12番 東信介	

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4番 中岩和子	欠席
---------	----

4. 会議録署名議員の氏名

1番 荒尾典男	2番 左近誠
---------	--------

5. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長 寺本眞一	副町長 植地篤延
教育長 森崇	消防長 峯幸生
参事 (総務課長) 城本和男	教育次長 下康之
会計管理者 田代雅伸	病院事務長 喜田直
税務課長 久葛章功	住民課長 矢熊義人
福祉課長 塩崎圭祐	観光産業課長 在仲靖二
建設課長 橋本典幸	水道課長 関正行
総務課主幹 土井和樹	

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之

事務局主査 青木徳之

事務局主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔7番曾根和仁議長席に着く〕

○事務局長（伊藤善之君） おはようございます。

中岩議長がインフルエンザ罹患のため欠席となります。地方自治法第106条の規定により副議長が議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただけますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○副議長（曾根和仁君） ただいまから平成29年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開議

○副議長（曾根和仁君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（曾根和仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1番荒尾典男君、2番左近誠君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○副議長（曾根和仁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る3月2日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は45件です。内訳ですが、当初予算13件、事務の委託について1件、規約の廃止1件、条例関係で12件、債権の変更で1件、補正予算5件、財産の無償譲渡1件、町道の路線認定等9件、人事案件1件、発議1件となっております。

会期は本日7日から17日までの11日間を予定しております。本会議7日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

[議事予定表朗読]

なお、追加議案が1件予定されております。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（曾根和仁君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月17日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日から3月17日までの11日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○副議長（曾根和仁君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

本日、ここに平成29年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本議会に付される諸案件の説明に先立ち、町政報告を行います。

新病院の建設事業につきましては、病院棟の基礎工事を終え、2月20日より鉄骨工事に着手しております。今月末には鉄骨の建て方が完了し、いよいよ病院棟の大きさが実感できる段階まで工事が進捗する予定であります。

次に、新クリーンセンターの建設について報告いたします。

1月の新クリーンセンター建設調査特別委員会から議会へ提案のあった決議案を受け、太地町、新宮市を訪問しましたが、期限協定がある中での新宮市との広域での協議は時間を要する状況であります。また、2町での建設についても調整が難しく、議会に那智勝浦町単独での建設に決定したことを報告させていただいております。

現在、第一候補地である庄区の候補地については、2月に地元説明会を開催し、また先日、太田区長連合会においても説明会を開催してございます。

今後も地元説明会を継続し、候補地から建設用地としていくための事務を進めてまいります。

次に、水産関係について報告いたします。

本年1月4日に勝浦地方卸売市場として初の初市をとり行い、クロマグロを含む約50トンの水揚げがあり、さい先のよい初市となりました。

また、同月13日には307キロのクロマグロが水揚げされたところですが、一昨日、重さ446キログラムの巨大なクロマグロが水揚げされ、まぐろの町として非常にうれしいニュースとなりました。

さて、平成28年の管内3漁協及び勝浦市場の水揚げ状況につきましては、全体の水揚げ量は1万1,259トンで昨年より1,730トンの減となり、金額では77億3,233万円で昨年より2億7,023万円の減となりましたが、沿岸漁業におきましては、定置網の好漁につき水揚げ量が89.8トン、金額で6,723万円の増となりました。マグロ漁におきましては、全国的なマグロ漁の不漁もあり、当町でも水揚げ量が1,690トン減の金額では1億4,494万円の減となりました。

次に、観光関連の報告をいたします。

平成28年の観光客は、宿泊客が66万560人で前年比0.69%の微減となりましたが、日帰り客が72万9,361人で対前年比0.83%の微増となり、総数138万9,921人で対前年比0.1%の増と、昨年とほぼ横ばいとなっております。

外国人観光客につきましては、5万3,568人で対前年比10.5%の伸びとなっており、今後も積極的にインバウンド事業を進めていく必要があると考えております。

イベント関係ですが、1月28日にはマグロづくしのイベントとして定着しております恒例の第23回まぐろ祭りが観光協会主催により開催し、天候にも恵まれ、約1万3,000人の観光客らでにぎわいました。訪れた方々には、本町の観光資源の一つであります紀州勝浦産マグロをとことん楽しんでいただけたことと思われまます。

また、2月19日には、商工祭「南の国の雪まつり」が役場周辺において開催され、約3万2,000人余りの方々でにぎわいを見せました。今年で22回目を数え、雪山がつくられた広場では子供たちの歓声が響き、歩行者天国となった役場前には朝市や物産展などが設けられ、地元の方々に加えて観光に来られた方々も参加し、大にぎわいの1日となりました。

次に、福祉関係について報告します。

部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年12月9日に成立し、同月16日に公布・施行されております。法律では、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したもので、国及び地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

本町では、これまで同和問題の解決を目指し、長年にわたりさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、法律の趣旨を踏まえ、同和問題の解決のため国や県と連携しながら引き続き積極的に取り組んでまいり所存でございます。

高齢者福祉関係では、平成31年に和歌山県で開催される第32回全国健康福祉祭において、本町ではダンススポーツが開催されることになりました。ねんりんピックの愛称で親しまれている全国健康福祉祭は、60歳以上の方々を中心とした健康と福祉の祭典であります。大会に向けて、多くの皆様の御参加を期待し、地域や世代を超えた交流の輪が広がるような大会の実施に向けて準備を進めてまいります。

次に、那智勝浦町では近年、地域における大型スーパーの倒産もあり、買い物をするのに遠くまで足を運ばなくてはならないといった買い物弱者の社会問題、またお年寄りの孤独死が毎年数件起きており、対策を考えている状況の中、2月6日にみくまの農業協同組合との間で高齢者等地域見守り活動に関する協定を締結いたしました。

同月21日には、移動スーパー「とくし丸」事業が開業され、買い物の利便性の向上のみならず、地域の人と触れ合う機会がふえ、高齢者の見守りや防犯、防災にも役立つものとして活躍し、町としてもお互いの組織連携がスムーズかつ効率的になり、迅速な対応ができることを期待しております。

次に、本議会において提案しております議件について御説明を申し上げます。

本議会に御審議をお願いします案件は、44件であります。その内訳は、平成29年度一般会計を初めとする当初予算13件、平成28年度の補正予算5件、規約の廃止1件、条例の廃止1件、条例の制定1件、条例の一部改正10件、公平委員会に関する事務の委託1件、債権の減額譲渡に係るものが1件、財産の無償譲渡1件、町道の路線認定8件、太地町道の区域内通過路線変更1件、教育委員会委員の任命1件の合計44件でございます。

まず初めに、議案第2号から議案第14号の平成29年度予算案の概要について御説明申し上げます。

本年度においては、津波避難タワーの整備など防災・減災対策に取り組む一方、年度末の完成を目指す新病院建設事業など福祉や医療を充実させた「より安全・安心なまちづくり」に引き続き取り組みます。さらに、観光振興対策を初め、少子・高齢化対策や子育て支援事業などに重点を置き、長期総合計画にありますよう「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」の実現に向けて、積極的に取り組む予算を編成させていただきました。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は202億3,343万3,000円で、平成28年度予算総額197億6,889万6,000円に対し、4億6,453万7,000円、2.3%の増となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ86億1,230万円をお願いするものであり、対前年度比1億7,830万円、2%の減となっております。

主要事業としましては、新病院建設事業、津波避難タワー整備、大谷地区残土処理場整備事業を初め、農林水産振興事業、観光振興事業、子ども医療対策事業、子育て支援事業などとなっております。

新規事業の主なものとしては、水産鮮度保持施設整備事業、宇久井の棧俵橋修繕工事、新ごみ処理施設建設計画に伴う支援業務委託などとなっております。

歳入の主たる財源を町税及び地方交付税、国県支出金、地方債に求め、なお不足する財源については基金の取り崩しによる繰り入れを行います。

地方交付税につきましては、28年度と同額の27億5,000万円を見込み、計上しております。国県支出金につきましては、対前年度比1億3,140万円、10.7%の減の10億9,691万6,000円となっております。町税につきましては、固定資産税で増加、町たばこ税や入湯税で減少を見込み、対前年度比850万2,000円、0.6%減の14億5,248万4,000円を見込み、計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

最初に、総務関係についてでございます。

総務関係では、過疎地域の活性化のため、引き続き集落支援員及び地域おこし協力隊による

過疎対策事業を実施いたします。また、ふるさと納税の寄附件数を増加させるべく、新たな返礼商品の開発や広報、寄附者の個人情報を実際に管理するために、システム導入費用を計上しております。

そして、ことしは国際姉妹都市モントレールパークとの交流が50年を迎えるに当たり、現地への職員派遣の経費を計上しております。

次に、福祉関係についてでございます。

本町の福祉政策については、老人福祉、障害福祉等それぞれの福祉計画に沿って施策の充実に努めているところであり、全ての町民が安心して住みなれた地域で生活を継続できるよう、福祉の充実に向けた事業を実施してまいります。

障害福祉関係では、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする第5期障害者計画、障害福祉計画を策定するため、その関係経費を計上いたしております。

次に、生活環境関係についてでございます。

し尿処理関係として、一部事務組合負担金1億1,000万円をお願いしております。

最終処分場整備に係る事業につきましては、紀南環境広域施設事務組合において取り組んでおります。

現クリーンセンターについては、施設の運転管理及びごみ収集など運営経費と一般廃棄物処理に係る予算を計上して、安全・安心なごみ処理に万全を期してまいります。

新クリーンセンターの整備につきましては、建設予定地の生活環境影響調査、発注支援事業を国の循環型社会推進交付金を受けて実施します。また、建設計画を進めるに当たり、必要な支援業務を委託いたします。

次に、農林関係についてでございます。

農業関係におきましては、旅館米補助事業、学校給食米補助事業、青年就農給付事業等に加えて、新規に遊休農地の活用及び高齢者の健康増進等を目的として町民農園事業を実施いたします。

また、那智駅交流センターにおきましては、経営改善の目的として、地域おこし協力隊1名の雇用を予定しております。都会の視点で道の駅の活性化をともに考えてくれる情熱あふれる方の応募を期待しております。

林業関係におきましては、紀州材の需要拡大のための補助、森林環境保全のための補助、鳥獣被害対策として、電柵設置の補助金交付、猟友会員による活動、鳥獣追い払い専用花火の交付等を行ってまいりましたが、鳥獣被害対策専門の地域おこし協力隊を導入し、喫緊の鳥獣害対策と将来的な人材育成に対応してまいります。

次に、水産関係についてでございます。

水産関係では、新冷凍冷蔵施設の建設に向けての工事設計業務委託費の費用を計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、引き続き海岸、漁港施設や漁場の保全、資源管理等の施策を実施し、水産業の推進に努めてまいります。

次に、商工関係についてでございます。

商工関係におきましては、昨年に引き続き、空き店舗活用事業補助金、また築地商店街街路灯整備事業に係る補助金を予算計上しており、商店街の活性化に向け取り組んでまいります。

次に、観光関係についてでございます。

平成29年度は那智大社御創建1700年、那智山青岸渡寺西国三十三所草創1300年記念事業を本格的に推進する年でありますので、国内外への魅力を発信するための事業費として、実行委員会に対しまして補助金を予算計上させていただいております。

また、町の事業として国内外への発信力のある方をお迎えし、シンポジウムを開催する予定としております。

団体客の窓口でもありますバスターミナルの天井改修工事費用並びに観光栈橋修繕費用等につきましても予算計上させていただいております。

那智海水浴場においては、バーベキューエリアの備品の充実や、引き続きエアースライダー設置を予定しており、海水浴場の魅力向上に努め、夏の誘客に努めてまいります。

また、体育文化会館関係ですが、経年によりふぐあいが生じてきておりますので、中央監視盤の改修工事の予算計上をいたしております。

次に、建設土木関係についてでございます。

建設関係では、引き続き大谷地区残土処理整備事業及び公営住宅長寿命化修繕事業、また新たに宇久井の栈橋修繕工事に係る経費をお願いしております。

次に、消防関係についてでございます。

消防関係では、常に消防組織、施設の充実強化に努めており、今年度におきましては平成30年度から実施予定であります耐震性貯水槽設置事業に係る地質調査費用、潜水救助車の購入、3基の消火栓の設置工事を予定しており、消防力のさらなる強化を進めてまいります。

災害対策関係では、大規模災害に備えた備蓄用食糧購入や観光客にも対応した津波避難誘導看板の設置、自主防災組織支援補助、津波避難タワー整備等を引き続き進め、さらなる防災力の向上に努めます。

次に、教育関係についてでございます。

学校教育関係では、学校図書館司書の1名増員や学校ICT備品整備、ふるさと読本作成等により、教育環境及びふるさと学習の充実に努めます。また、昨年度に引き続き防災教育を推進するとともに、3人目以降の児童の給食費無料化の対象拡大や訪問型家庭教育支援事業により、那智勝浦町の将来を担う子供たちの支援や教育の充実に努めます。

社会教育関係では、公民館活動費用や人権啓発費用、スポーツ普及啓発費用等を計上し、生涯学習の推進に取り組めます。また、町立図書館電算化関係費用を計上し、図書館の利便性向上に努めるとともに、図書館資源を活用して読書や学習機会の提供に取り組めます。

次に、特別会計についてでございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、後期高齢者支援金、保険財政共同安定化事業拠出金など30億3,546万円を計上いたしております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など総額4億4,224万8,000円を計上いたしております。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上いたしております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額21億3,129万7,000円を計上しております。また、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする第7次介護保険事業計画、第8次老人福祉計画の策定を進めてまいります。

勝浦地方卸売市場につきましては、開設から半年を迎えますが、比較的魚価も高水準で推移したため、平成28年度施設使用料収入も当初の予算を上回る見通しでございます。今後も関係機関と連携し、水揚げ及び魚価の向上に努めてまいります。

次に、企業会計についてでございます。

水道事業会計につきましては、今回より簡易水道事業を統合した予算となっており、平成23年台風12号災害にて被災した市野々水系の導水管や取水施設の災害復旧工事、長野川河川整備に伴う橋梁添架管工事を計上いたしております。また、配水管布設替工事なども進め、より一層の給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、常日ごろからの地域の皆様方へよりよい医療の提供に努めているところですが、当初予算では医療機器整備に係る経費及び平成30年4月開院に向けて新病院建設事業に係る経費などを計上いたしております。

以上が平成29年度予算の大要であり、引き続き議案第15号から説明いたします。

議案第15号和歌山県と那智勝浦町の公平委員会に関する事務の委託につきまして、公平委員会の事務については、東牟婁郡内での合同実施を廃止して和歌山県へ事務を委託するもので、これについて規約を定めるものでございます。

議案第16号から議案第18号までは、公平委員会の事務を和歌山県へ事務を委託することに伴い、議案第16号については規約を廃止するものであり、議案第17号については和歌山県人事委員会からの報告に関する規定の追加などについて条例の一部改正するものであり、議案第18号については和歌山県人事委員会の規定に基づき職員団体の登録を行うこととなるため、条例を廃止するものであります。

議案第19号那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、上位法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、医療関係職員について、新病院体制に向けて病床転換を図るため職員定数を増員するに当たり、条例の一部を

改正するものであります。

議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年の人事院勧告に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第25号那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例の一部を改正する条例につきましては、その目的について、平成23年台風12号災害に係ると限定しておりましたが、今回、那智勝浦町で自然災害等が発生した場合と変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第26号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例につきましては、上位法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第27号那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の中で里親についての定めが改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第28号簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、29年度より簡易水道事業が上水道事業に統合されることから、分課設置条例、特別会計条例、給水条例の一部の改正について、一括して整備するものでございます。

議案第29号株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡に係る譲渡予定価格及び譲渡予定日の変更につきましては、勝浦漁業協同組合の支援決定に伴い、町が損失補償を行った債権は減額して譲渡することになっており、今回その決定通知がありましたので、それに伴い減額及び予定日の変更を行うものでございます。

議案第30号は、平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補正内容の主なものとしましては、庄地区の避難用地購入や障害者福祉費の補正、その他では色川中学校解体工事などの事業費確定に伴う減額補正などとなっております。

議案第31号から議案第33号までは、特別会計の補正であります。

議案第34号、病院事業会計の補正であります。

議案第35号財産の無償譲渡につきましては、口色川集会所を口色川区に無償譲渡することについて、議決をお願いするものでございます。

議案第36号から議案第43号までは、町道の路線認定につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号太地町の町道認定路線の変更に伴う那智勝浦町区域内通過路線変更の承認につきましては、太地町が整備しました山中2号線的那智勝浦町区域内通過路線について、路線変更の承認をお願いするものでございます。

議案第45号は、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました44件の概要であります。

その詳細につきましては、各担当者から説明いたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様、そして町民の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、町政報告とさせていただきます。

○副議長（曾根和仁君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第15号 和歌山県と那智勝浦町の公平委員会に関する事務の委託について

日程第5 議案第16号 東牟婁郡公平委員会規約の廃止について

日程第6 議案第17号 那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第18号 職員団体の登録に関する条例を廃止する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第15号和歌山県と那智勝浦町の公平委員会に関する事務の委託についてから日程第7、議案第18号職員団体の登録に関する条例を廃止する条例までを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第15号から議案第18号まで、4議案を一括上程させていただきます。

これにつきましては、平成29年4月1日から東牟婁公平委員会から和歌山県に公平委員会の事務を委託するための関連議案となっております。

地方公務員法第7条第3項におきまして、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合につきましては、条例で公平委員会を置くものとなっております。しかし、措置要求等について過去の実績がほとんどない団体におきまして公平委員会を設置することは非効率であり、また事務のノウハウの蓄積も図られないおそれがあります。

そのことから、和歌山県市町村連携会議での検討協議を踏まえまして、県下の市町村がそれぞれ事務の委託を行うこととしたものでございます。

それでは、議案第15号をお願いいたします。

和歌山県と那智勝浦町の公平委員会に関する事務の委託について御説明申し上げます。

〔議案第15号朗読〕

まず、地方自治法の第252条の14第1項の規定により、協議により規約を定め、事務の一部を委託することになります。

準用する地方自治法252条の2の第3項の規定、これにつきましては関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないとなっております。

このことによりまして、関連議案を今回上程させていただくこととしております。

次のページが和歌山県と那智勝浦町の公平委員会の事務の委託に関する規約となっております。

います。

第1条では、那智勝浦町は地方公務員法の規定に基づき、公平委員会の事務を和歌山県に委託するとしています。

第2条で、管理及び執行の方法を定めています。執行につきましては、この規約に定めるもののほか、和歌山県条例、規則その他の規約に定めるところによるとしております。

第3条で経費の負担について、那智勝浦町が負担し、これに相当する額を和歌山県に支払う。経費の額、納付の時期は県知事と町長が協議して定めるとしております。

第4条は、規約に定めるもののほか、必要な事項は県知事と町長が協議して定めるとしております。

附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

次に、議案第16号東牟婁郡公平委員会規約の廃止について御説明申し上げます。

[議案第16号朗読]

次のページをお願いいたします。

東牟婁郡公平委員会規約を廃止する規約、東牟婁郡公平委員会規約（昭和38年規約第1号）は、廃止する。

附則、この規約は平成29年4月1日から施行する。

東牟婁郡公平委員会規約の廃止に伴い、当該事務に係る経費、剰余金が生じたときは、その剰余金は串本町に帰属するものとする。

共同設置を行います地方公共団体における地方公務員法第8条第2項に規定する事務を、同法第7条第4項の規定により和歌山県の人事委員会に委託することに伴いまして、東牟婁郡公平委員会の共同設置を廃止するものがございます。平成29年3月31日付で廃止となります。

なお、東牟婁郡公平委員会につきましては、昭和38年9月から本町が事務局となっておりましたが、平成25年4月から串本町に事務局を持っていただいております。これまで対象となった措置要求は特にございませぬ。

以上でございます。

それでは次に、議案第17号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

[議案第17号朗読]

この人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、本町の人事行政の運営等の状況、職員数、給与の状況、勤務条件等を公表しております。

今回、東牟婁郡公平委員会から和歌山県人事委員会に業務を依頼するため、関係する条文の改正をお願いしてございます。

添付の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条につきましては、地方公務員法について法令、条文を参照するためにつけ加えるものとなっております。

第2条につきましては、見出しを任命権者の報告に改めるものです。

第3条につきましては、見出しの部分任命権者の報告事項に改め、第4号の次に新たに(1)職員の休業の状況を加え、条文の整理を行うものとなっております。

新旧対照表の次のページをお願いいたします。

第4条、第5条につきましては、公平委員会の業務の報告と報告事項について、これまでの公平委員会から和歌山県人事委員会に改めるものとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するとなっております。

以上でございます。

最後に、議案第18号職員団体の登録に関する条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

〔議案第18号朗読〕

公平委員会の事務を東牟婁郡内町村の合同から和歌山県に委託することにより、委託後は和歌山県の人事委員会の規約により職員団体の登録を行うこととなるため、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行するとしてございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 議案第15号から議案第18号までについて一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第19号 那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第8、議案第19号那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第19号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

個人情報保護条例につきましては、平成27年9月議会におきまして、マイナンバーの利用開始に伴い特定個人情報に係る規定の追加などの改正が必要となり、条例を全部改正し、整備を行ってきております。

今回につきましても、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法と呼ばれておりますが、この上位法の改正に伴いまして個人識別符号等について改正をお願いをしております。

次のページをお願いいたします。また、新旧対照表も同時にごらんいただきたいと思いません。

第2条につきましては、定義の用語の意義について、(2)のところですが、第2号の個人情報、このアのところでのその他の記述等のところにつきまして、文書、図画もしくは電磁的記録に記載されもしくは記録され、または音声、動作その他方法を用いてあらわされた一切の事項というものが追加されてございます。これは、個人情報の範囲が広がっているということです。

また、イのところ個人識別符号が含まれるもの、これが追加されております。

新旧対照表の次のページ、(3)のところですが、3号が追加されておまして、この個人識別符号の定義がなされております。個人識別符号のアにつきましては、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号、例えば指紋データとかDNA、顔、声紋がこれに当たります。

済みません、次のページをお願いします。

イにつきましては、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振りされております番号、公的な番号、例えば旅券番号、免許証番号、マイナンバー等となっております。

下のほう、第5条個人情報保護審査会では、第3号中の番号利用法の第27条の第1項を第28条の第1項に改める条文の整理をするものです。内容等につきましては、特に変更はございません。

次のページの第19条、自己情報の開示につきましては、第2号で個人識別符号が含まれるものを追加しております。

一番下の第20条につきましては部分開示に当たりまして、次のページ、第2項で個人識別符号を部分開示から除くことが加えられております。

また、中ごろの第24条、これは消去の請求権と、第25条収集、目的外利用または外部提供の停止の請求権、これでは番号利用法の28条を第29条に改める条文の整理をしております。

この28条、29条というのは特定個人ファイルの作成の制限という条文でございます。

次の第30条開示等の実施では、記録の訂正をした際の通知先につきまして、情報提供者の次に同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者を追加するものとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものとなっております。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

反対ですね。

10番津本君。

○10番（津本・光君） この条例案に、保護条例の一部を改正する条例について反対をしたいと思います。

これは昨年も私発言をいたしました、マイナンバー制度の条例に関する反対ということで昨年もさせていただきました。

利便性ということで、本町でもマイナンバーの説明が行われてきましたが、この制度は開始早々あちこちでもうやっぱりトラブルが起こっております。情報の漏えいについては前にも言いましたけども、意図的に情報を盗み、そして売る人間がいれば、必ず情報は集積されるほど利用価値が高まっていきます。

そして、この膨大な個人情報を持つ地方自治体では一歩間違えれば本当に大変なことになり、現実にもそういう問題が起こっております。マイナンバーは違憲とする訴訟が全国で起こっていることも前回も言いましたが、性別記載が法定化されることによって性的マイノリティーと言われる人などの少数の人たちの人権が奪われることにもなりかねません。

ちょうど1970年ごろに、私がちょうど大学生のころにこの問題は総背番号制という問題で出てきました。そのころは、皆さんも御存じのようにベトナム戦争で国際的に反戦運動が非常に高まっていたときです。私たちは、これに対して徴兵制につながるものとして反対運動をしてきました。マイナンバー制度によって個人情報が管理されることによって、徴兵制にかかわる条件も一度に掌握できます。その危険性は戦争法の成立の中でますます現実味を帯びてきてます。

皆さんは経済的徴兵制というのを御存じかと思いますが、この憲法がある中では徴兵制をしくことは無理です。しかし、国民が預金などの財産、こういったものを制度によって管理されますと、就職がままならない若者たちもすぐに判別されます。そして、自衛隊がリクルートのために利用したらどうなるか、徴兵制はなくともすぐにリストアップができて自衛隊の勧誘が行われています。既に高校生の勧誘も始まってきておりますし、アメリカでは堂々とリクルートの人たちが学校の中に乗り込んで米軍への軍隊への勧誘を行っております。

そういう意味では、G7といわれる先進国の間でも日本のように共通番号制を利用している

のはアメリカ、カナダ、イタリア、日本だけで、日本以外は利用が全て限定されています。イギリスは廃止、ドイツでは憲法違反だといってこのマイナンバー法が捉えられています。個人情報、本人の意思とは関係なく、不用意なアクティブによって外部にさらされる、これは絶対に許されないと思います。

それを利便性だけで直接住民とかかわる行政がそのかじ取り役をしては、私はならないと思います。よって、それに関する条例には反対をいたします。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 次に、原案に賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 原案に反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第20号 番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第9、議案第20号番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第20号番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

〔議案第20号朗読〕

第1条及び第5条中、法第19条第9号を法第19条第10号に改めるものです。

今回の改正につきましては、先ほどの議案第19号と同様に、番号利用法の改正に伴いまして、この法第19条第9号を法第19条第10号に文言の整理を行うものとなっております。内容につきましては特に変わりはありません。

なおこの第19条は特定個人情報の提供の制限について述べられておりまして、今回のこの文言の整理をされた第10号につきましては、地方公共団体の他の機関との情報提供についての文言となっております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するとなっております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時29分 休憩

10時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第21号 那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第10、議案第21号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議案第21号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第21号朗読〕

恐れ入ります、新旧対照表をごらんください。

第2条第1号ア中、118を136に改める。医療関係職員118人を136人に改めるものです。

今回の改正につきましては、平成30年4月新病院の開院に向けて、医療関係職員の定数を改めるものでございます。新病院における診療体制及び病床機能におけるの人員基準との整合性を図るための定数枠の改正でありまして、医師12名、看護職員80、医療技術員44を数値の基礎と考えております。

新病院においては、一般病床、これは看護基準10対1が60床、看護基準13対1の地域包括ケア病床が30床、同じく看護基準10対1の障害者病床30床への転換を考えておりまして、主には90%前後の病床稼働率を維持するため、看護職員で先ほどの80名ほど、また病床機能報告上の回復期機能の増床を図ることから、理学療法関係職員で30名を定数枠としてお願いするものでございます。

ちなみに、参考ですが、現病院では急性期が45床、回復期が45床、慢性期が60床という形で国または県のほうに病床機能報告をしてございますが、新病院では急性期が30床、回復期が60床、慢性期が30床として病床機能の報告をする予定でございます。

現在、地域医療構想の関係で新宮保健医療圏の中の関係自治体及び関係医療機関において調整会議が定期的に行われております。その中で、この病床機能の報告を新年度において了承を得たいと考えております。

なお、医療スタッフの確保につきましては、本年2月18日に院内開催の就職説明会を皮切りにいたしまして、毎月院内で開催をしながら、4月以降、他府県への出張説明会など積極的な確保に努めてまいり所存でございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 医療関係職員18名ですか、これ医師、看護師、技師。医師なん、看護師なん、技師なん。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えします。

医療関係職員定数にうたっておりますのは、医師、看護職員、それと医療技術員のことでございます。我々一般の事務職員はその他のほうになっております。先ほどお願いする分は、特に看護職員の部分と理学療法、医療技術員の中の理学療法部分の増をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） わかりにくい。看護師なんか技術士なんかというのがわかりにくかったんだけど。

病院経営って、これから先この那智勝浦町に大きく響く中で人件費ふえるやん、また。それによって心配なのはそれだけ売上げが伸びるのか、経営がまたスタッフふやした分だけ非常に厳しくなるんじゃないかという心配もある。こういう病院の経営の形態にするというの、新病院の特別委員会あるのかな、ないんか、なかったら厚生やな。そんなところで、こんな改革プランのときにこんな話ちゃんと説明できてあるのかな。

ほんで、これによって経営悪化するようなことはないん。これによって経営が確実に順調にいくということ。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在改革プランを鋭意作成中で、今議会中の厚生常任委員会のほうに現在作成中の改革プラン案を早急にまとめ上げて御報告させていただく予定にしております。

その中で、新病院の中の病床転換の中で、当然現在は一般病床90の療養病床が60なんですけども、その形態が基本的には病床数30減の中で、また療養病床がこの医療改正等で持てなくなるという部分もございまして、かつその診療単価の増を図る上で現在考えている病床転換が、先ほど御説明させていただいた一般病床、地域包括ケア病床、障害者病床と、それぞれ現在のいわゆる特に療養病床と比べますと診療単価が得られる病床機能でございます。

それに基づいて、当然先ほど看護基準というのがございましたように、この看護基準を満たす看護師というのが基本的に、極論言えば100%稼働する場合だったら最低でも80ぐらいの看護職員が要ってくるということから、今回定数条例の改正をお願いしたものでございまして、当然新病院としていわゆる借金を返していきながら、その経営を安定化するための病床の機能として考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 法的に、こんだけふやさなんだら新病院開業できんのか。定数ふやさんでも開業できるんやったら、少ないとかふやさんでもいい人数で経営が成り立つんやったらこれにわざわざふやす必要はないやろ。開業するのにどうしてもふやさなあかんという規定があるなら、ふやさなあかん。それやったらそれで、今度経営は大丈夫かと、収支大丈夫かというの、こんな計画でふやしても大丈夫やねんというようなちゃんとした計画も必要やろし。

ほんでまた、現実スタッフ集めるのに、今看護師が1人やめられた、2人やめられたときに、1人、2人探すのにも必死な状態やで。なかなかそんな状態の中で、こんだけふやすんやよって言って簡単にふやせるもんでもないやろ。

ほんで、仮に百歩譲って集めれたとしても、経営するのに本当にこれのほうがあえんかとい

う確証というかあれなかったらなかなか認めにくいところもある。どうですか。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

まず、診療報酬上の病床を考えたときに、先ほど御説明させていただいた25対1の病床自体が、基本的には30年4月以降は当院では持てなくなります。そういう療養病床というのが、今国が見直ししている中で持てなくなるというふうな傾向がございまして、現在の療養病床のほうも経過措置の中で持てている状況なんですけども、それが減額されて病床機能を保っている状態でございます。

その新病院で、議員御指摘のとおり、経営上を考えたときに現在改革プランの最終段階の策定中なんですけども、考えられる経営上の増収及び安定経営を図れる病床として、先ほど御説明させていただいた病床編成が現時点では最適であろうということで考えてございまして、それをもとに今回定数の改正をお願いするものでございます。

当然、仮に100%採用できたとして、それは当然人件費は上がりますけども、病院の中のいわゆる診療報酬上は看護師さん及び先ほど言いましたリハのスタッフがふえることで当然その分増収になりますので、ふえた分の人件費は十分賄えると考えております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） これ、条例改正4月1日やけど、改正したら。でも、これ別に今回新病院やさか慌てることないやろ。まだちょっとよう審議して考えてからでも、この条例の改正いけるんちゃうん。まだ期間はあるやろ、余裕は。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議員おっしゃるのもあれなんですけれども、できるだけ目指す病床転換が新病院でできれば100%でスタートできるように、基本的にやっぱりこの1年かけて看護職員、特に看護職員とそのリハのスタッフについて集めたいと考えております。その中で、やっぱりベースとなるのは定数条例となるのが基本となって、そこで採用、募集とかできますので、そのために今回この定数条例の改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 18人ふやすということなんですけど、これ新病院になった場合、基準的にはそうなる、136人になるんやと思うんですけど、これ新病院になったときにこの136人の医療関係職員が、病床数とか考えて何割ぐらいあったら今の新病院の病床数が賄えるのか。今でも118人の医療機関のうちの定員いっぱいというわけじゃないでしょう。何割ぐらいしか看護師さんとか技師さんとかおられるのか。

この18人について、先ほどこの地方の医療機関で一応協議してふやすというて2月から募集に行きますとかという話をされてたんですけど、そのめどはあるんか、その辺を。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

まず、現在の病院の病床稼働率はほぼ70%を少し超える程度になっております。単純計算ですけれども、150床のうちの7割です、110前後ぐらいで病床転換ができています状況でございます。

基本的に、新病院のほうではやっぱり先ほど少し御説明させていただいたように、経営の安定を図る上ではやはり90%前後の病床稼働率というのを維持したいと考えておりますので、その中で少し看護職員の計算というのは複雑なんですけれども、その中で計算をしたところやっぱり80人程度の者が看護職員として必要ということでございます。

80人あっても、例えば有給休暇が十分にとれるかとか、あるいは女性が多い職種ですので、産休であったりとか育休であったりということもありますので、そこら辺の労務管理も含めて80人程度をお願いするものでございます。

それと、先ほどの就職説明会につきましては、2月の段階で院内で第1回の就職説明会をさせていただきまして、8名参加していただいております。8名の中には学生さんもいらしたんですけれども、その中の3名ほどが今回までに応募に応じていただいて採用試験を行っているところでございます。今月も同じく18日に第2回の院内の就職説明会を予定しております、今後、4月以降も毎月就職説明会を院内で開催しながら、先ほど申しましたように他府県へも出張説明会を積極的にしていく所存でございます。

看護師の確保というのは、御存じのようにどこの病院も大変苦慮しているところなので、そこら辺、かつて今まで要するに看護師の募集に対して町立病院のほうでも力を入れ切れてなかった部分もございまして、今回医療スタッフを中心にそういうスタッフをつくりまして、専従的に行っている状況でございます。

以上でございます。

〔「定数の何割ぐらいおるん」「定数対して人数」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。現在の定数条例は118ですけれども、今看護職員が60名ほどです。現在の段階の内訳を言いますと、医師が7名です、看護職員が60名、医療技術員のほうで32名です。医療技術員の内訳としまして、理学療法の部門で18名、薬剤師が4名、診療放射線技師が4名、検査技師が4名、管理栄養士が2名となっております。看護職員の60名は、管理職及び准看護師さん含めての数字となっております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） トータルで何人ですか。

○病院事務長（喜田 直君） 現在ですか。100ほどになるかと思えます。99名です。

以上でございます。済みません、失礼しました。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これは先ほどの議員さんもおっしゃってたとおり、この慢性的な医療関係者職員の不足やと思うんです。この体制でこの割合で118人で99人、これ多分技術職とかと

というのは結構おられると思うんですが、看護職とかというのは60人でこれ、本当はうちの病床数やったら60人というたらかなり少ないですよ。この体制で新たに学生さんも3人受けていただくということになってあったんですけど、いけます、新しい病院。

僕思うんですけど、例えば今病院の中で一生懸命やっていたらいいんやと思うんやけど、こういうことは委員会に諮ってもらってみんなで協力してふやすというような形で、この定数の変更なんですけど、もうちょっと委員会に振ってもいいんちゃうかなと思うんですけど。

その辺、やっぱり新たな看護師さんというのは、頑張っていたらいいんやけどふやすのがすごい大変なことやと思うんで、今年間60万円の補助とかいろいろ条件が出てくるんやけど、もっと何らかの優遇な方策をとらんかったらふえてこんことやと思うんで、新たな病院に対してはすごい不安が残るんやと思うんですけど。

その辺、委員会に一回付託して最終日にでもこういうふうな形で出す、新年度からという目測でやられてるんやけど、その辺をちょっと考えていただいたらどうかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

確かに看護職員の募集というかは、先ほどお話しさせていただいたように各医療機関とも大変苦慮しております。ここら辺の地域性もございまして看護職員の方がやっぱりなかなか、どの医療機関でも極端に言えば取り合いというような状況にもなっております。

その中で、先ほど言いました就職説明会等を開かせていただいて、積極的に行動を図っているとございます。常日ごろから議員さん方にも御協力をお願いしているところでございますけども、今後その改革プランをもとに健全経営に向かって募集については努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） もう一度確認したいんですけども、医療関係職員136人の内訳、もう一度きちっと、早口なんでよう書かなんだんで。それと、そして病床120床のその内訳、一般病棟とか地域とかいろいろ言うてくれてたんで、それももう一度報告お願いします。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

失礼いたしました。まず、136の今現在考えている数値の基礎となる部分ですけども、まず医師が12名、看護職員で80名、医療技術員が44名、この医療技術員の内訳ですが、理学療法の部門で30名、薬剤師4名、診療放射線技師が4名、検査技師が4名、管理栄養士が2名と考えております。

引き続きまして、病床のほうなんですけど、まず新病院において一般病床、これは看護基準が10対1のものが60床、地域包括ケア病床、これが13対1の看護基準のものが30床、障害者病

床、これが10対1の看護基準のものが30床への転換を考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 確認したいんですけど、この病床数120床、150から120に減るんですけども、そのうち一般病床60で地域包括が30、それから障害者30、これはいつからこういう形になったんか。以前は、その障害者の病床数については確保していないと、考えていないということやったんですけど、突然これ出てきているんですけども、どういうことなんか。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

ここで言う障害者病床というのは、いわゆる重症心身障害児者の施設管理のことではなくて、これは診療報酬上の患者さんの制限というか条件があるんですけども、いわゆる脊損であったりとかというような条件を満たしている患者さん等かつこの病床の約3割は一般の患者さんも認められているという、少し複雑になるんですけどもそういう病床を考えております。要するに、外にできる、前のお話にあった障害者を受け入れる病床ということでは直接的にはございません。

もし仮にですけども、いわゆる治療目的ではなくて一般的に言われるレスパイト入院といって、その家族の方の申し出があって短期ですけどもレスパイト入院という形でもし受け入れるとしたら、その場合は地域包括ケア病床のほうを御利用いただくということになるかと思いますが、そこら辺は院内の体制づくりができ上がってからと考えております。

基本的には、先ほど申しましたように障害者病床というのはいわゆる重症心身障害児者のための病床ではなく、現在の療養病床にいらっしゃる患者様を受け入れられる病床の一環として考えて病床を設定させていただいております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、その重度心身障害者の方でショートステイとか希望があった場合は包括のほうで受け入れていくと。そして、この障害者というのは整形のほうで身体障害的にけがをしたりしてなりますよね、そういう方の受け入れをということで考えていると。

そして、先ほどの話の中でもありましたけど、収支の見通しですけど、どういうことになるかというのは厚生委員会のほうでもまだ示してはないんですよ。その辺だけ確認。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

病床については議員御指摘のとおり、大まかな表現になるんですけどもそういうことでございます。

なお、先ほど申しました改革プランにつきましては、現在何度かの策定委員会を通じてある程度の案まで来ておまして、基本的にはほぼ案としてでき上がった部分を、大変遅くなりましたけども今議会中の厚生常任委員会のほうで報告させていただく予定としております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔1番荒尾典男君「動議」と呼ぶ〕

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 厚生常任委員会のほうで、委員長ですから、この話は細かくは聞いておりません。今も話しているように、この場ではこういうふうには細かくしていくことはまた不適切な場でもあるかと思うので、厚生常任委員会のほうへ委託していただけたらありがたいと思いますので、どうでしょうか。お願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） ただいま1番荒尾君から議案第21号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例を厚生常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

本件を厚生常任委員会に付託することの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（曾根和仁君） 起立多数です。本件を厚生常任委員会に付託することの動議は可決されました。したがって、議案第21号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例は厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第11、議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第22号朗読〕

今回の改正につきましては、平成28年人事院勧告による育児休業等に係る子の範囲が改正されたことから所要の改正をお願いするものとなっております。

育児休業法の対象となる子の範囲が拡大されております。内容につきましては、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現にする子、また養子縁組里親である職員に付託されている子その他これらに準ずる者として条例で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大をしております。

新旧対照表も一緒にごらんいただきたいと思います。

まず、第2条につきましては、第2条の2を第2条の3とし、第2条の2として育児休業法第2条第1項の条例で定める者、これを追加しております。育児休業法の第2条第1項の条例で定める者とは、児童福祉法で規定する療育里親である職員に委託されている児童ということになります。

次の第3条では、育児休業法の第2条の第1項のただし書きの条例に定める特別の事情について書かれておまして、(1)第1号のところで、次のページのイのところ、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合、または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合が新たに追加され、これに伴って文言の整理がされております。育児が必要となるケースについて述べられてございます。

第9条は、参照する条例の名称を、那智勝浦町を加えまして那智勝浦町職員の定数等に関する条例に改めたものです。

第10条につきましては、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務とすることができる特別の事情について記載をされておまして、(1)のところ第1号と、(2)のところ第2号で先ほどの第3条の第1号と第2号の修正に沿って改めたものでございます。

次の第18条につきましては、部分休業の承認についてで、部分休業の承認については1日につき2時間から育児休業時間または介護時間の承認を受けて、勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとしております。これは実質2時間以内とするものでございます。

附則といたしまして、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第12、議案第23号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第23号について説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第23号朗読〕

今回の改正につきましては、選挙の関係で国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、この法律の施行によりまして、国の基準に合わせるため変更をお願いするものでございます。また、障害者相談支援員、管理栄養士、体育文化会館事務長につきましては項目の削除、また子ども会の指導員につきましては月額を日額に改めるものとなっております。

資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

報酬額表の表内（略）の後、2行目、下線の部分ですが、まず開票の関係につきまして選挙長及び開票管理者の報酬の額のところで、右側の改正前の額、選挙1回につき1万2,700円、これを日額1万600円に改めるものとなっております。

次の報酬額表の表内の3行目、開票立会人及び選挙立会人の関係では、右側の改正前の額、選挙1回につき1万800円を、今回日額8,800円に改めるものとしております。

次に、投票の関係でございますけれども、投票管理者、それから投票立会人は投票所と期日前の選挙に分けて、報酬月額表の表内の4行目、投票所の投票管理者については日額1万2,600円に、次の表内の5行目の投票所の投票立会人については1万700円に、報酬額表の表内の6行目の期日前の投票所の投票管理人につきましては1万1,100円に、期日前の投票所の投票立会人につきましては9,500円とするものでございます。これは、全て国の基準に合わせるものとなっております。

次の（略）の後、報酬月額表の表内右側の下段、下線の部分になりますが、障害者相談支援員月額10万7,000円につきましてはこの項目を削除、次の報酬月額表内の右側の下段、管理栄養士月額10万7,000円の項目を削除、また最後の行になりますが、子ども会の指導員月額8,700円を、実態に応じた運用を行うため日額3,500円に改めるものとなっております。

次のページ、裏面をお願いします。

報酬額表の表内の右側、下線の体育文化会館事務長月額16万円の項目を削除しております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません、まるっきりわからんので恥ずかしいんですけど、この障害者相談支援員ですか、削除ありますよね、管理栄養士も削除になってますよね、月額のやつ。これ、削除する意味、なぜ削除するのか。もう全然関係ないから削除するというんか。

下のこの子ども会の指導員あるでしょう、これ月額が日額の3,500円になると。これ、今実態どれぐらいの感じで、子ども会指導員でこれ2日ぐらいなんですか、単純に計算したら。それぐらいで済みやるのか、3日、4日かかるかもわからんさかい日額にしてあるんかというのもあるんです。この日額に改正したやつをもうちょっと詳しく。

ほんで、まるっきり申しわけないんですけど、裏の体育文化会館事務長のこれ削除してますよね。これ、今度どこでこの事務長というのは、なくなるんですか、なくなるでしょう。どこぞで支払われるんですか。済みません、全然わからんもんで。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんお尋ねの障害者相談支援員の関係でございますけども、平成23年4月からは非常勤の特別職じゃなくて臨時職員のほうで対応をしております。そのため、今回項目を削除するものでございます。

それとまた、管理栄養士の項目の削除でございますけども、これは職員の産休の代替えといったしまして非常勤特別職で採用したものでございます。今は正職員が担当してございます。

それから、子ども会の指導員の関係でございますけども、子ども会の行事のほうに出てくれて指導している方5人の方の分でございます。これまで月額で支払いをしていたものを、出ていただいた日だけの日数に変更するものでございます。

また、体育文化会館の館長につきましては、平成18年度まで非常勤の特別職ということでこの報酬で配置しておりました。現在はもう臨時職員2名の体制で、特に事務長という職はございません。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） よろしいですか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） この子ども会の指導員あるでしょう。月額ってこれ現実出てくれた日払おうかって悪いことじゃないです。どれぐらい出やるんかな。ほんなら、今まで月に何日も出てくれやるのに8,700円という金額ですか、こんなんできてくれやったときもあったんですか。

○副議長（曾根和仁君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

子ども会の指導員の報酬に関してですが、子ども会の指導員といいますのは子ども会での定例会、定例会というのは月2回の学習会と、それで月2回のスポーツレクリエーションがあるんですが、そのスポーツレクリエーションのときに参加していただいて一緒にスポーツする

と、指導していただくという形のことと、あと年間のイベント、例えば七夕祭りであるとかクリスマス会、そういったときに指導員としてお手伝いいただくといったことをしていただいております。

これまでは5名の方をお願いしております、月額8,700円をお支払いしておりましたが、その参加状況にばらつきもあるということもありまして、実態に合わせて1日1回の参加で3,500円という形のものに改めていくということでございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） よろしいですか。

〔8番引地稔治君「大丈夫です」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） 体育文化会館の事務長の月額16万円、今回から2名の臨時という対応をするということなんですけど、臨時2名でも、1名については職業的に全然格差あると思うんです。この場合、この対応をどのようにされるのか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

現在、事務長というのはございまして、臨時2名ということで平成19年ぐらいからやっていると、1名は事務として女性の方を雇っております、もう一名は作業員的なもので男性の方を雇っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 2番左近君。

○2番（左近 誠君） 今、臨時で2名、僕言うのはこの1名の事務的なことをやってくれやる人は大概もう切り回しやっていると、ほんで、1人はほんまの作業員ですね、命令されて動くという方ですね。せやから、待遇はどんなになるんかということをお聞きしたいんです。16万円を外して臨時ということになったら、この2名の臨時の待遇はどんなんですか、比較というんですか。一緒なんか、それとも違うんかということで。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

事務の女性の方につきましては一般の臨時職員のほうで採用しておりますので、待遇はその臨時職員の待遇でございます。そしてまた、作業員の方はその作業員のほうの給料表で雇っておりますので、そういう待遇でございます。

○副議長（曾根和仁君） よろしいですか。

〔2番左近 誠君「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第13、議案第24号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第24号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第24号朗読〕

今回の改正につきましては、平成28年人事院勧告による扶養手当の改正及び民間労働法制の改正内容に則しまして所要の改正を行うものとなっております。

改正の内容につきましては、人事院勧告の関係では、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえまして、配偶者に係る扶養手当の額を他の扶養手当と同額とし、子に係る手当額を引き上げるものとなっております。

育児休業法の改正に伴う民間労働法制の改正内容に即した見直しのほうでは、介護休暇が3回まで分割可能になったこと、介護時間の新設で最長連続3年、1日2時間までになったこと、育児休業等に係る子の範囲の拡大、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加したものでございます。

新旧対照表も同時にごらんをいただきたいと思います。

まず、第14条では扶養手当についてで、改正の第2号で満22歳までの子及び孫について想定していたものを、第2号を子の規定に、第3号を孫の規定に分けております。

次に、第3項は扶養手当の月額について第2号の子について1人1万円とし、それ以外の扶養親族については6,500円としてございます。子供については6,500円から1万円の増額となりますが、配偶者については1万3,000円から6,500円に減額となります。

下の第29条の3は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について、前の条例改正でもございましたが、民法817条の2第1項の規定による特別養子縁組についてと、児童福祉法第6条の4の第2号に規定する養子縁組里親についての規定を追加しております。

次のページの下の方に第29条の4の4項では、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についてで、要介護者に関する文言の整理、これと第3項について育児休暇についての介護休暇の規定を読みかえて準用する内容となっております。

次のページの中ごろ、第33条につきましては休暇の種類についての記載で(4)のところ、第4号で介護時間の項目を追加しております。

その下の第35条の2、これは介護休暇について記載をしておりますが、次のページをお願いします、指定期間として介護を必要とする一の連続する状況ごとに3回を超えず、通算して6月を超えない範囲としてございます。

また、中ごろの第3項では給与の減額について記載をしております。

第35条の3は介護時間について追加をするもので、要介護者の必要とする一の継続する状況ごとに連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とするを追加しております。

第2項は、1日につき2時間を超えない範囲で、第3項については介護時間について給与の減額を定めております。

条例のほうに戻っていただきまして、附則のほうで、この条例は平成29年4月1日から施行する。

附則の2では、この先ほどありました扶養手当について、経過措置としまして平成29年度の1年間については第1号の配偶者については1万円に、第2号の子については8,000円という経過措置を設けてございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第25号 那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第14、議案第25号那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第25号について説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第25号朗読〕

平成23年台風12号災害以降、多くの方から寄附金をいただいたため、平成24年3月に那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例を制定し、毎年災害の復旧事業に充てさせていただきました。

平成28年度をもちまして災害復旧事業が終了することから、平成29年度よりいただいた寄附金を基金に積み立てをしまして、今後本町で災害が発生した際の復旧事業費に充てるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

題名中の災害復興寄附基金を災害復興基金に改めてございます。名称の変更です。また、第1条の平成23年台風12号災害に係る寄附金を財源として、これを那智勝浦町で自然災害が発生した場合に改め、条中の災害復興寄附基金を災害復興基金に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するとなっております。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時40分 休憩

12時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第26号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第15、議案第26号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 議案第26号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の税条例の改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日付で交付され、これを受けまして本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正するものです。

今回の改正の資料として、関係資料及び新旧対照表をつけさせていただいております。説明は関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

第1条の改正は、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を改正するものです。

以下、条例の改正内容を記載してございます。

資料中、線で囲んだ枠内のところが、その上の改正内容を説明したものでございます。

線で囲んだ枠内をお願いいたします。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について定めたもので、適用期限について平成41年度を平成43年度に、居住開始について平成31年を平成33年に延長するため改めるものです。

次の枠内をお願いいたします。

附則第16条第1項は、三輪以上の軽自動車は初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、標準税率のおおむね20%の重課税率の適用を定めたもので、字句の整理を行うものです。

第16条第2項から第4項は、軽自動車税の税率の特例について定めたもので、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費効率に応じたグリーン化特例の規定を定めたもので、適用期限を1年間延長し、平成29年度分の軽自動車税に適用するため改めるものです。

次の第2条的那智勝浦町税条例の一部改正は、消費税率10%引き上げ後の措置として自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税の環境性能割の導入、現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割への名称変更により改正するもの及び法人住民税の税率の改正をするものです。

2ページが一番上の枠内をお願いいたします。

第18条の3は、軽自動車等の納税証明書の証明事項について、天災その他やむを得ない事由により滞納している場合はその旨証明すると定めたもので、国の税制改正において軽自動車税が軽自動車税の種別割、軽自動車の自動車取得税が軽自動車税の環境性能割とされたことから、規定中、軽自動車税を種別割に改めるものです。

次の枠内をお願いいたします。

第19条は、町税の納期限後に納付または納付する税金または納入金に係る延滞金の計算方法について定めたもので、国の税制改正において軽自動車の自動車取得税の廃止に伴い軽自動車税の環境性能割が導入されることから、第81条の6第1項の環境性能割の申告納付について納期限後に納付された場合の延滞金の計算方法について、本条に追加を行うものです。

次の枠内をお願いいたします。

第34条の4は、法人住民税の法人税割の税率について定めたもので、税率を100分の9.7を100分の6.0に改めるものです。

次の枠内をお願いいたします。

第80条は、軽自動車税の納税義務者等について定めたもので、国の税制改正において軽自動車の自動車取得税が軽自動車税の環境性能割、軽自動車税が軽自動車税の種別割とされたことから、環境性能割の納税義務者は取得者と新たに規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更し、納税義務者は所有者とすること等の規定の整備を行うものです。

次の3ページの下の枠内をお願いいたします。

第81条は、軽自動車税のみならず課税について定めるもので、軽自動車等の売買契約において売り主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買い主を三輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして軽自動車税を、販売業者等が車両番号の指定を受けた場合には三輪以上の軽自動車の取得者とみなして環境性能割を、法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして環境性能割を課する等を定めるものです。

次の4ページの枠内をお願いいたします。

第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を定めるもので、第80条の2を削除し、本条において直接その本来の事業の用に供するもので救急

用のもの、巡回診療または患者輸送の用に供するもの、血液事業の用に供するもの、救護資材の運搬の用に供するもの等に対しては、軽自動車税を課さないと定めるものです。

次の5ページの枠内をお願いいたします。

第81条の3から第81条の8は、軽自動車税の環境性能割の課税標準、税率等について定めるもので、第81条の3で課税標準を三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価格として算定した金額とし、免税点は50万円に、第81条の4で税率を平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準を満たすものは100分の1、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能のよいものは100分の2、それ以外の非課税となる環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車を除くものについては100分の3に、第81条の5及び第81条の6で徴収の方法を申告納付の方法に、第81条の7で不申告等に関する過料を10万円以下に、第81条の8で減免の対象車を公益のため直接専用するものまたは身体障害者等が所有する三輪以上の軽自動車のうち、必要と認めるものに定めるものです。

次の6ページの枠内をお願いいたします。

第82条から第91条は、軽自動車税の種別割の税率、納期限及び納期、申告または報告、不申告等に関する過料、減免等について定めたもので、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行うものです。

次の7ページの一番上の枠内をお願いいたします。

附則第15条の2から第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の特例について定めたもので、当分の間、賦課徴収、減免、申告納付の受け付けについては県が行う特例を定めるものです。

次の枠内をお願いいたします。

附則第15条の5は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について定めたもので、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うため、徴収金の100分の5、過誤納還付金及び還付加算金を徴収取扱費として町が県に交付すると定めるものです。

次の8ページの1番目の枠内をお願いいたします。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めたもので、当分の間、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準を満たす営業用の三輪以上の軽自動車については100分の1を100分の0.5に、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能のよい営業用の三輪以上の軽自動車については100分の2を100分の1に、それ以外の非課税となる環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車を除く営業用及び自家用の三輪以上の軽自動車については100分の3を100分の2にする特例を定めるものです。

次の枠内をお願いいたします。

附則第16条第1項は、三輪以上の軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、標準税率のおおむね20%の重課税率の適用を定めたもので、軽自動車税が軽自動車税の種別割に改正されたため改める

ものです。

次の第3条的那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部改正も、消費税率10%引き上げ後の措置として、自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税の環境性能割の導入、現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割への名称変更により改正するものです。

次の9ページの枠内をお願いいたします。

那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の附則第6条は、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、軽自動車税については条例改正前の税率とするほか、14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の経年車重課税については改正後の税率とする所要の措置を定めたもので、軽自動車税が軽自動車税の種別割に改正されたため改めるものです。

次の10ページをお願いいたします。

次の第4条的那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の一部改正も、消費税率10%引き上げ後の措置として自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税の環境性能割の導入、現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割への名称変更により改正するものです。

枠内をお願いいたします。

那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の附則第5条は、旧三級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率が段階的に廃止されることに伴い、平成28年4月1日から4年間のたばこ税の4段階の引き上げ税率及び旧税率で仕入れた製造たばこの新税率引き上げ後の価格で販売することによる手持ち品課税に関する町たばこ税の経過措置を定めたもので、第7項規定中、手持ち品課税のたばこ税について、納期限後に納付されたものの延滞金の計算方法については、本条例第19条の納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金の計算方法によるとされており、第19条が改正されたため改めるものです。

以下、附則としまして、第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条及び第4条で軽自動車税に関する経過措置を定めています。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第27号 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第16、議案第27号那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 議案第27号那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

〔議案第27号朗読〕

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

本条例の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法第6条の第4第1項に規定する里親について、養子縁組里親を法定化するもので、改正後の条文が第6条の4に改められたことにより、本条例においても改正するものでございます。

資料といたしまして、次のページに新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらをごらんください。

右側の改正前、第2条第3項、上から6段目の下線部分の第1項の文言を削除し、左側の改正後では第6条の4に改正するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第28号 簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第17、議案第28号簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第28号簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明させていただきます。

〔議案第28号朗読〕

今回の制定につきましては、平成24年度から実施いたしておりました簡易水道統合整備事業が平成28年度で完了することに伴い、下里太田簡易水道、浦神簡易水道を上水道に統合するために条例改正を行うものであります。

なお、説明はお渡しさせていただいております簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例関係資料の新旧対照表により御説明させていただきます。右が改正前、左が改正後となっております。

那智勝浦町分課設置条例の一部改正（第1条関係）でございます。

改正前、(7)水道課中、下線の部分、ア、簡易水道に関することを、改正後、ア、水道事業に関することに改め、イ、その他課の主管に属することを加えるものでございます。

特別会計条例の一部改正（第2条）関係でございます。

改正前、第2項中、下線の部分、簡易水道事業を、改正後、第2項中から削るものでございます。

那智勝浦町給水条例の一部改正（第3条関係）。

改正につきましては、下里太田簡易水道、浦神簡易水道が上水道に統合となるため、その水道料金の特例措置を定めたものでございます。

水道料金用途別でございます。家事用、水量1立方メートル110円、業務用、水量1立方メートル170円、臨時給水用、水量1立方メートル260円でございます。

これにつきましては、平成29年4月から統合となります関係から、現簡易水道のメーター検針日が毎月15日ごろから行っており、また上水道の検針につきましては毎月5日ごろから行っております。検針日が違ってまいります。そのため、旧簡易水道の3月15日から4月5日までの期間約20日分の使用水量の料金を4月使用分として計算し、5月分の水道料金と合算するものでございます。

なお、宇久井簡易水道の統合時におきましても同様の特例措置を行わせていただいております。

ます。

また、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第29号 株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡に係る  
譲渡予定価格及び譲渡予定日の変更について

○副議長（曾根和仁君） 日程第18、議案第29号株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡に係る譲渡予定価格及び譲渡予定日の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第29号について御説明いたします。

〔議案第29号朗読〕

和歌山県信用漁業協同組合連合会に対して実行する損失補償に係る債権につきましては、株式会社地域経済活性化支援機構に減額譲渡を行うに当たり、平成28年6月議会において議会の議決をいただき、買い取りの申し込みを行ったところでございます。

今回、勝浦漁業協同組合の全資産の換価処分めどがついたとして、株式会社地域経済活性化支援機構により債権買い取り価格の決定通知がございました。これにより、譲渡予定価格に変更が生じたため、譲渡予定日の変更とあわせて議会の議決を求めるものでございます。

譲渡予定価格につきましては、33万7,812円減の2,919万1,443円に、譲渡予定日は平成29年3月31日に変更をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第30号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

○副議長（曾根和仁君） 日程第19、議案第30号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第30号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ616万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,625万7,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いをしております。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から、3ページ、款21の町債まで、歳入合計で補正前の額93億5,242万円、補正額616万3,000円の減額、計93億4,625万7,000円となっております。

4ページをお願いいたします。

歳出ですが、款2の総務費から、5ページ、款9の教育費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6 ページをお願いします。

第2表繰越明許費です。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

款2総務費の個人番号カード交付事業負担金から款9の教育費の那智中学校屋内運動場改修事業まで18件、金額で7億8,194万2,000円の事業を翌年度に繰り越しし、平成29年度で実施するものでございます。

7 ページをお願いします。

第3表地方債補正です。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業、過疎対策事業について、地方債の補正前の限度額計19億3,096万4,000円から590万円を増額し、補正後の起債の限度額を19億3,686万4,000円とするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括として、このページの歳入、次の9ページの歳出について、それぞれ616万3,000円の減額をお願いしております。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1,080万3,000円の減、地方債は590万円の増、その他33万8,000円の減、一般財源92万2,000円の減となっております。

10ページをお願いします。

2、歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額398万3,000円を追加し、計は30億2,715万7,000円とするものでございます。

12ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目7消防費補助金、節5わかやま防災力パワーアップ事業費補助金につきましては、説明欄の避難路等整備支援事業のほうで2,080万2,000円の減額、地域防災拠点等整備事業で324万円の減額をお願いしております。

13ページをお願いします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては8,000万円、目2の減債基金繰入金につきましては1億円をそれぞれ戻し入れしております。

款19繰越金、目1繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金1億7,189万円を計上させていただきます。

14ページをお願いします。

款21町債、目3衛生債では、過疎対策事業債で2,570万円の増額、目6の消防債では緊急防災・減災事業債で1,830万円の減額、目7教育債では過疎対策事業債で150万円の減額の補正をさせていただきます。

15ページをお願いします。

3、歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等では、50万円について企画関係等々の事業に係る超過勤務手当の増額をお願いをしております。

また、節8姉妹都市費では、節14使用料及び賃借料で南紀勝浦ひなめぐりの体育文化会館の使用料50万円をお願いをしております。

17ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目8簡易水道費で、簡易水道事業費特別会計への繰り出し1,870万円をお願いしております。

また、目10病院費で、町立温泉病院事業会計への繰り出し700万円をお願いをしております。

詳細につきましては、それぞれの特別会計のほうで御説明させていただきます。

18ページをお願いします。

款8消防費、目5災害対策費、節13委託料1,019万円の減額につきましては事業の確定によるもので、備蓄倉庫設置委託の648万円の減額、用地の選定等に時間を要し繰り越しができないため、改めて県補助金を活用して実施いたしたく今年度分の減額をお願いをしております。

避難施設外階段設計監理業務委託300万円の減額につきましては、築地地内の建物を避難施設とするべく計画をしておりましたが、外階段を設置する必要がなく、減額をさせていただいております。

また、節15工事請負費につきましても、避難施設外階段設置工事の減額をお願いをしております。

戻っていただきまして、節13委託料の避難施設手すり等設計監理業務委託71万円の減額につきましては、近畿大学水産研究所浦神実験場の避難施設の施設事業につきまして、平成29年1月末に完成し、事業の確定によりまして減額するものでございます。

同じく、節15工事請負費につきましても減額をさせていただいております。

節15の工事請負費3,882万1,000円の減額につきましては、先ほど説明の事業の減額、また最後の庄地区避難場所整備工事につきましては、地域の避難場所とするべく用地を借り上げ、簡易水道統合事業によりまして残土により造成整備を行い、その後フェンスの設置を予定しておりましたが、用地を売却するとのお話があり、今回は減額し、来年度で改めて県費補助を活用して実施する予定としております。

節17公有財産購入費の1,000万円につきましては、ただいま説明をさせていただきました庄地区の避難場所の整備予算の用地でございまして、相続された方から用地の売却のお話があり、購入費用をお願いをしております。地目は、田及び山林で27筆、9,933.61平米となっております。予算の可決後、契約交渉をさせていただきたいと思っております。

次のページに給与費明細書をつけてございます。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

10ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節6保険基盤安定負担金156万2,000円の減額につきましては、国民健康保険税に係る低所得者に対する保険者支援分として国から受け入れるもので、実績見込みにより減額するものでございます。

11ページのほうをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金775万3,000円の減額につきましては、国民健康保険税に係る低所得者に対する保険者支援分と保険税に係る低所得者への軽減分を県から受け入れるもので、これも実績見込みにより減額するものでございます。

16ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金1,242万円の減額は、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計への繰出金で、歳入においても説明させていただきました保険基盤安定負担金の実績見込みにより減額するものでございます。

住民課の関係は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で、節区分1障害者自立支援給付費負担金904万7,000円、節区分2障害者医療費負担金200万円、節区分3障害児通所給付費国庫負担金569万円の増額につきましては、それぞれ障害者等の支援に対する国の負担金でございまして、障害福祉サービスの利用実績見込み及び過年度分の額の確定に伴う追加交付により増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。下段でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金で、節区分1障害者自立支援給付費負担金452万3,000円、節区分2障害者医療費負担金100万円、節区分3障害児通所給付費負担金284万5,000円の増額につきましては、国費に連動する障害福祉サービス利用実績見込み及び過年度分の額の確定に伴う追加交付により増額となるものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目7障害者福祉費、節区分19負担金、補助及び交付金11万円の増額につきましては、就労支援施設等通所交通費補助金で、在宅の障害者が障害者就労支援

施設に通所するために要する費用を補助することにより、その経済的負担の軽減を図り、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものでございますが、利用対象者の増により増額をお願いするものでございます。

節区分20扶助費2,920万円の増額につきましては、説明欄記載の各事業の利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

就労継続支援は、通常の事業所で働くことが困難な方に就労、生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするものでございます。

2行目の共同生活援助は、地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主に夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行う事業でございます。

5行目の児童発達支援につきましては、身近な地域の障害児支援の専門施設として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児その他の家族を対象とした支援や保育所等の施設に通う障害児に対し、施設を訪問し支援するなどの地域支援に対応するものでございます。

一番下でございます放課後等デイサービスにつきましては、学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の休暇において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものでございます。

節区分23償還金、利子及び割引料、補正額、増額で70万3,000円につきましては、説明欄記載の国庫支出金返納金31万3,000円は平成27年度分障害者医療費の額の確定に伴う精算で、県支出金返納金39万円につきましては、平成27年度分障害者医療費と平成27年度分の地域生活支援事業費に係る額の確定に伴う精算金でございます。

福祉課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16財産収入、項2財産売払収入、目3債権売払収入、節1債権売払収入の33万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の損失補償債権の買い取り価格の確定によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節15工事請負費の600万円につきましては、那智漁港の灯浮標等の改修でございます。漁港の入り口付近の灯浮標が悪天候により破損してございます。これを改修するもので、この灯浮標につきましては平成17年に設置しておりまして、平成22年には鎖が切れて改修をしております。今回は本体のほうも破損しておりますので、その本体費用と設置費用を計上させていただいております。

なお、台船等の日程の関係で、予算につきましては繰り越しを予定してございます。

その下の節18備品購入費の94万2,000円につきましては、勝浦シーハウス熊野灘の電話交換機の購入に係るものでございます。過日に落雷の影響により機器が破損しておりまして、現在応急品で対応しているところでございます。この買いかえ費用の補正をお願いするものでございます。

その下の節19負担金、補助及び交付金につきましては、28年度事業割が確定いたしましたので7万3,000円の補正をお願いし、56万7,000円とするものでございます。

次のページ、18ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負担金、補助及び交付金の88万7,000円につきましては、平成26年度から実施しております小規模事業者の経営改善融資制度資金の利子補給を行うもので、28年度新規申込者数を24件と見込んでおりましたが55件の申請がありましたので、今回補正をお願いするものでございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係につきまして御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

11ページ上段の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、節3学校施設環境改善交付金、補正額65万4,000円は、那智中学校屋内運動場天井撤去改修事業の交付見込み額の増額補正であります。

19ページをお願いします。

歳出でございます。

款9教育費、項2小学校費、目3色川小中学校統合施設整備事業費、節15工事請負費、補正額1,879万2,000円の減額につきましては、中学校校舎等解体撤去工事の事業費の確定によるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料、補正額85万5,000円の減額につきましては、那智中学校屋内運動場天井撤去改修工事設計監理業務委託の事業費の確定によるものでございます。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節3職員手当等の30万円につきましては、生涯学習課関係の超過勤務手当の補正をお願いするものでございます。

教育委員会の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありますか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけお伺いします。

19ページの歳出のところでですけど、教育委員会に聞くべきか建設課に聞くべきかはともかくとして、目3の色川小学校の解体の中で今次長は撤去工事の確定によるもので減額ということで

あります。

これは、昨年9月の補正で恐らく取った3,445万6,000円の中の執行であると思いますが、この中で一般財源だけが減額ということになりますけども、国庫支出金のほうが当初548万5,000円、約15%ぐらいの補助率だと思います。執行確定によりますと、一般財源が1,879万2,000円の減額となりますと、この国庫補助金は面積だけの計算になるんで減らんのか、そのまま大丈夫なんでしょうか。

それから、この例で例えますとこの解体工事、冷蔵庫の解体も当初26年度予算ですか、そのときは1億2,000万円ほどで上がったのが4,000万円でおさまった、今回も3,450万円ぐらいの予算がこれ引くと千五、六百万円でおさまったと。

こういう中で、この土木、特に議会の議決のあるときは常に県からの要望もあり98%とか97%の落札にはそれでもよいと県からもそういう指導を受けているということなんですけども、これに至った中で業者の選定方法、またこの町内業者のみの選定で入札が行われたのか、何社であったのか、また落札率が幾らであったのか、お聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時54分 休憩

14時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 貴重なお時間を頂戴しまして申しわけございません。

19ページ上段の色川小中学校統合校舎の整備事業費でございますが、これにつきましては解体の面積等の変更はございませんので、交付金の変更はございません。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 工事の関係は建設課のほうで担当しておりますので、答弁させていただきます。

9番議員お尋ねの、まず大きな減額の理由なんですけども、昨年9月の補正で工事費を計上させていただきました。そのときには敷地内に焼却炉がありまして、それに伴うダイオキシン対策の費用を見込んでおりましたので、その当時補正で3,400万円の工事費を計上させていただきました。

しかしながら、調査の結果、ダイオキシンのおそれがないということが判明いたしまして、入札する時点では既にその分を省きまして、設計額2,395万7,640円で入札の準備をいたしました。そこで、指名業者、町内の10業者に対しまして入札を行っております。

本来、一般工事につきましては最低価格を設定するところでございますが、色川につきましては直近で小学校の解体工事がありました。これにつきましては底なしで入札を行いました

ので、その整合性を図るため、中学校の解体につきましても底なしで入札を執行いたしました。その結果、落札率が60%で、その契約額が1,436万4,000円で契約を締結しております。その後、特に変更もなく、最終1,436万4,000円で工事が完了しております。

したがって、当初の9月に補正した額から今回補正させていただいた1,700万円という大きな減額になった次第でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第31号 平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算 (第2号)

○副議長（曾根和仁君） 日程第20、議案第31号平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 議案第31号平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,187万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,007万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要ですけれども、歳出においては一般被保険者、退職被保険者等の療養給付費などの費用のそれぞれの実績見込みによります補正と、また歳入においては費用の見込みに伴う国庫支出金等の特定財源の補正及び実績見込みによります保険基盤安定繰入金金の補正を行うものでございます。

2 ページのほうをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4の国庫支出金から款11の繰越金まで、歳入合計で補正前の額31億3,194万7,000円に、補正額で4,187万1,000円を減額し、計で30億9,007万6,000円とするものでございます。

3 ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の保険給付費から款10の諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4 ページのほうをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は4,187万1,000円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、歳出合計で国庫支出金が2,953万4,000円の増額、その他は減額の6,011万8,000円、一般財源は減額の1,128万7,000円となっております。

6 ページのほうをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額262万1,000円は、説明欄記載の一般保健医療給付費負担金から後期高齢者支援金負担金まで、それぞれ実績見込みにより補正をするものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金、補正額67万1,000円は実績見込みにより補正するものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額2,470万7,000円は、説明欄記載の普通調整交付金及び特別調整交付金の実績見込みにより補正するものでございます。

目2国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、補正額86万4,000円は、国民健康保険の安定的、効率的な運営を目的とした平成30年度からの県単位化に対応するための電算システム改修費用に対する補助金でございます。

7 ページのほうをお願いいたします。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、補正額67万1,000円は、実績見込みにより補正するものでございます。

款8共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、補正額883万9,000円の減額と、その下の目2保険財政共同安定化事業交付金、補正額5,127万9,000円の減額は、共同事業費に対する国保連合会からの交付金の実績見込みによるものでございます。

8 ページのほうをお願いいたします。

款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金1,242万円の減額は、備考欄記載の国庫負担分から町負担分まで実績見込みによるものでございます。

その下の款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額113万3,000円は、前年度繰越金でございます。

9ページのほうをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費及びその下の項2徴税费、目1賦課徴収費は、それぞれ財源内訳の変更でございます。

10ページのほうをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費から目4退職被保険者等療養費まで、それぞれ保険者負担分の実績見込みによるもので、補正額の計ですけれども67万3,000円の減額でございます。

平成28年度の医療費の見込み件数ですけれども、9万622件程度で、対前年度5.7%の減少見込みでございます。費用額の見込みは21億5,186万円で、前年度並みとなる見込みでございます。

11ページのほうをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費及びその下の目2退職被保険者等高額療養費は、それぞれ保険者負担分の実績見込みによるもので、補正額の計は1,200万円でございます。

款3後期高齢者支援金、項1後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金につきましては、財源内訳の変更でございます。

次の12ページのほうをお願いいたします。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金につきましては、財源内訳の変更でございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金、補正額268万5,000円及びその下の目2保険財政共同安定化事業拠出金、補正額7,747万2,000円の減額は、拠出金の額の確定によるものでございます。

13ページのほうをお願いいたします。

款10諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額2,158万9,000円は、前年度事業費の確定によります国、県への返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第32号 平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）

○副議長（曾根和仁君） 日程第21、議案第32号平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第32号平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明させていただきます。

〔議案第32号朗読〕

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、補正前の額1億714万4,000円、補正額4,052万8,000円の減、計6,661万6,000円。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、補正前の額1億9,820万円、補正額1,870万円、計2億1,690万円。

款5繰越金、項1繰越金、補正前の額2,670万5,000円、補正額2,258万2,000円の減、計412万3,000円。

款6諸収入、項1雑入、補正前の額1,000円、補正額2,561万円、計2,561万1,000円。

款7町債、項1町債、補正前の額1億9,820万円、補正額1,880万円、計2億1,700万円。

歳入合計5億9,903万1,000円は、補正前の額と同額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2工事費、項1施設整備事業費、補正前の額及び補正後の額は5億1,113万7,000円、歳出合計5億9,903万1,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、起債の目的、簡易水道統合整備事業、補正前の限度額1億9,620万

円、補正後の限度額 2 億1,500万円、計、補正前の限度額 1 億9,820万円を補正後の限度額 2 億1,700万円とするものがございます。

5 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括でございます。

なお、歳入につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 工事費につきましては、財源内訳の変更でございます。

7 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 簡易水道事業費国庫補助金、節 1 簡易水道整備事業費補助金、補正額4,052万8,000円の減、計6,661万6,000円で、これは簡易水道統合整備事業の補助金の内示率が62.2%となったため減額するものがございます。

款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金、補正額1,870万円、計 2 億1,690万円。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金、補正額2,258万2,000円の減、計412万3,000円でございます。

8 ページをお願いいたします。

款 6 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入、補正額2,561万円、計2,561万1,000円につきましては、説明欄記載のとおり、消費税の還付によるものがございます。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 簡易水道事業債、節 1 簡易水道事業債、補正額1,880万円、計 2 億1,700万円は、簡易水道統合整備事業に係る起債を行っております。

9 ページをお願いいたします。

款 2 工事費、項 1 施設整備事業費、目 1 配水管布設工事費及び目 2 簡易水道統合整備事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第33号 平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○副議長（曾根和仁君） 日程第22、議案第33号平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第33号について御説明申し上げます。

議案第33号平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）、第1条、歳入歳出予算の総額は補正いたしません。歳出に係る項の区分ごとの金額を変更するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、補正なし。

歳出で、款2保険給付費の項1保険給付費を226万8,000円減額し、項2高額介護サービス費を226万8,000円増額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入歳出、補正はございません。

4ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2保険給付費、項1保険給付費、目2施設介護サービス給付費で、利用実績見込みに伴い236万7,000円の減額をお願いするものでございます。

目3審査支払手数料につきましては、節区分13委託料で国保連合会への審査委託料でございますが、実績見込みにより9万9,000円の増額をお願いするものでございます。

下段の項2高額介護サービス費、目1高額居宅介護サービス費、節区分19負担金、補助及び交付金で、利用実績見込みに伴い226万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第34号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）

○副議長（曾根和仁君） 日程第23、議案第34号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議案第34号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

〔議案第34号朗読〕

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額18億8,701万4,000円に補正予定額240万円を減額し、計18億8,461万4,000円とするものです。

第1項企業債、既決予定額8億740万円に補正予定額940万円を減額し、計7億9,800万円とするものです。

第2項負担金、既決予定額8億2,881万4,000円に補正予定額700万円を増額し、計8億3,581万4,000円とするものです。

第3条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、医療機器整備事業の限度額2,820万円を1,880万円に改めるものであります。

2 ページは、予算に関する説明書実施計画となっております。内容につきましては、前ペ

ージの説明と重複いたしますので説明は省略をさせていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額8億740万円に補正予定額940万円を減額し、7億9,800万円とするものでございます。

項2負担金、目1他会計負担金、既決予定額8億2,881万4,000円に補正予定額700万円を増額し、8億3,581万4,000円とするものでございます。

収入におきましては、企業債で940万円の減額、負担金で700万円増額し、合わせて240万円の減額補正としております。

これにつきましては、平成28年第3回定例会の議案第83号補正予算（第2号）で御承認いただきました医療機器整備事業におきまして、起債対象事業費1,647万円に対する財源として企業債のみの1,640万円を予定しておりましたが、企業債820万円、過疎債820万円の借入れが可能となり、また今年度の起債対象事業費が確定したことにより、医療機器整備事業全体における借入分が企業債1,880万円、過疎債1,880万円となったことによるものでございます。

説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 借入れのほうが減額になってると言ったんですね、これは。これ、負担金だけ何で700万円あがったあるかって、この700万円あがったある理由をお願いいたします。この資本的収入、他会計負担金のほう、700万円の。

○副議長（曾根和仁君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

700万円に関しましては、先ほど説明させていただいた過疎債の分の借入れが可能となりましたので、その差額の分の一般会計からの繰入分でございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第35号 財産の無償譲渡について

○副議長（曾根和仁君） 日程第24、議案第35号財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第35号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

〔議案第35号朗読〕

今、御説明を申し上げました口色川集会所につきましては、平成17年3月に完成した集会所です。通常はコミュニティー助成によりまして区が建設するものでございますが、当時コミュニティー助成の申請が重なっておりまして、県からの指導のもと辺地債を活用し、また口色川区からは寄附を受け入れして町が建設したものでございます。当時の覚書によりまして辺地債の償還後は区が所有するよう協議するようになってございます。

場所については、別紙資料のところでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありますか。

5番 石橋君。

○5番（石橋徹央君） 1点、お尋ねします。

もし譲渡が完了した場合には、この建物の維持管理費というのは町か区かどちらが負担するものか、よろしく願いします。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長 城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 所有権が口色川区のほうになりますので、もう当然区のほうで管理していただくということになります。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第36号 町道の路線認定について

日程第26 議案第37号 町道の路線認定について

日程第27 議案第38号 町道の路線認定について

日程第28 議案第39号 町道の路線認定について

日程第29 議案第40号 町道の路線認定について

日程第30 議案第41号 町道の路線認定について

日程第31 議案第42号 町道の路線認定について

日程第32 議案第43号 町道の路線認定について

○副議長（曾根和仁君） 日程第25、議案第36号町道の路線認定についてから日程第32、議案第43号町道の路線認定についてまでを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第36号から議案第43号まで一括して御説明申し上げます。

まず最初に、議案第36号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第36号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

那智勝浦新宮道路の新設に伴い分断された耕作地をつなぐために、国土交通省により新設された道路を市屋5号線として町道の路線認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第37号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第37号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

同じく、市屋6号線として町道の路線認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第38号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第38号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

同じく、市屋7号線として町道の路線認定をお願いするものでございます。  
続きまして、議案第39号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第39号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

同じく、二河1号線として町道の路線認定をお願いするものでございます。  
続きまして、議案第40号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第40号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

同じく、二河2号線として町道の路線認定をお願いするものでございます。  
続きまして、議案第41号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第41号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

同じく、二河3号線として町道の路線認定をお願いするものでございます。  
続きまして、議案第42号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第42号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

J R跨線橋を築地19号線として町道の路線認定をお願いするものでございます。

橋梁点検及び修繕工事の国庫補助対象は町道認定が必要条件であるための認定でございます。

続きまして、議案第43号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第43号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

市道を市野々1号線として町道の路線認定をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 議案第36号から議案第43号について一括して質疑を行います。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 議案第42号です。これ、補助金をもらうのに認定しなかったらもらいにくいということなんですけど、今まで僕これJ Rの持ち物かなと思ってあったんやけど、違うんですか。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま8番議員からの御質問にありましたJ R跨線橋につきましては、昭和52年、J Rの電化に伴い勝浦駅が新築されました。そのときにあわせて、町道には認定していないんですけども、町の道路として整備しております。その後、町がずっと管理しております、J Rの持ち物ではなしに町の道路です。

今回、町道として認定させていただきますのは、先ほど言った理由によるものでございま

す。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） それやったらもう仕方ないな。それはわかるんやけど。ほんで、確認やけど、これ幅員3.5メートルになってあるやろ、これ町道認定に条例で4メートルってされてはなかった。もうその当時になったあったから、今からやったらそれは構わんということ。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、新規の町道認定につきましては幅員4.0という覚書というんですか確認事項があるんですけども、この道路につきましては、先ほど申しましたとおり昭和52年に建設しておりますので規格から外れるんですけども、町道として認定して、先ほど言っていました今後の維持管理に努めたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 議案第43号の件で、これもともと私道やったのを町道にして、もともとこの所有はどういうふうになってあるのか、町道に見合うような規定になってあるのか、その辺お聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議案第43号の市野々1号線につきましては、議員御指摘のとおり当初は造成主、土地をつくった方のものでございました。しかしながら、最近におきまして実際にそこへ家を建てている方に名義変更になりまして、税の控除が地権者に対しまして宅地課税というふうな課税となりましたので、今回税務課と建設課と協議した結果、宅地造成区域内であれば宅地造成によって道路位置指定というような指定により公衆用道路として認定されるんですけども、市野々の場合は都市計画区域外ですのでそういった適用がございません。

しかしながら、本町の町道認定、幅員4メートル以上、さらには両側側溝、さらには舗装という条件を満足しておりますので、今回町道の認定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今の議案第43号のところでは1点だけ、位置指定はとらずにということでもありますけども、町道としての現状、町道から町道へつなぐ、通過する道であれば幅員4メートル以上どうこうあると思うんですけど、これ延長約35メートルの行きどまりの道になってますけども、これについては位置指定にはなくても回転広場とかそういうものの規制は、準じたようなことはないんですか。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議案第43号の市野々1号線につきましては、延長が34.83メートルでございます。道路位置指定の規定は35メートル以上の場合には回転広場を設けなければならないという規定となっております。今回は34.83メートルですのでその規定というんですか、回転広場を設けない条件に当てはまりますので、多分業者もそういったことをわかってつくっていると思います。そういった意味で規定に当てはまりますので、町道認定の条件に当てはまります。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号から議案第43号について、さらに審議を深める必要があるため、建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議案第36号から議案第43号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 議案第44号 太地町の町道認定路線の変更に伴う那智勝浦町区域内通過路線変更の承認について

○副議長（曾根和仁君） 日程第33、議案第44号太地町の町道認定路線の変更に伴う那智勝浦町区域内通過路線変更の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第44号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第44号朗読〕

次のページ、平面図をごらんください。

太地町の町道山中2号線、総延長1,087メートルのうち、那智勝浦町内を通過する部分の変更でございます。

青色が変更前の計画で、赤色が変更後でございます。延長及び幅員の変更でございます。

道路法第8条によりまして、当該市町村の区域を越えて路線を認定する場合は、関係市町村長の承諾を得なければならない。関係市町村長は、議会の議決を得なければ承諾することができないとの規定に基づく承認でございます。

なお、変更前の計画は平成元年1月の那智勝浦町臨時会で承認されています。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 議案第45号 教育委員会委員の任命について

○副議長（曾根和仁君） 日程第34、議案第45号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第45号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第45号朗読〕

本町の教育委員として御尽力をいただきました山縣いずみ氏が都合により辞任されたため、その後任といたしまして本館千子氏の任命同意をお願いするものでございます。

本館氏につきましては、平成9年から町内でかづこ助産院を開業する傍ら、平成21年からは県立なぎ看護学校非常勤講師を務められております。また、町内の小学校での命の話や中学校での思春期講座など、学校教育とも深くかかわりを持っておられます。

任期につきましては、町長の任命の日から平成31年10月5日までとなります。どうかよろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第35 発議第1号 那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

○副議長（曾根和仁君） 日程第35、発議第1号那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、議会運営委員長名で提出させていただいております。

提案理由ですが、那智勝浦町の公平委員会に関する事務が和歌山県に委託されることから、那智勝浦町議会委員会条例第18条（出席説明の要求）を改正するものであります。

本日の最初に議案第15号から議案第18号で既に可決されております公平委員会の関係が削除されまして和歌山県のほうへ事務委託ということで、一番最後につけております改正前と改正後の表の中で出席説明の要求の中から公平委員会の委員長を削除すると、削るということでよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時14分 散会